

中小企業経営支援センター お知らせ

2019/1・2・3

京都商工会議所
中小企業経営支援センター
京都市中京区烏丸通夷川上ル
☎075-212-6467



京都・知恵ビジネス大交流会2019

第10回 知恵ビジネスプランコンテスト認定式・発表会

自社の強みや知恵を見つけ、経営戦略を学ぶ講演と新たな取り組みに挑戦する事業者が一堂に会する大交流会を、新たにオープンする京都経済センターにおいて開催します。また、第10回知恵ビジネスプランコンテスト認定プランの表彰・プレゼンテーションも実施致します。講演や交流を通じて強みや知恵を活かした経営を考えてみませんか。

日時 3月18日(月) 15:00~19:00(受付14:30~)
定員 250名(先着順)
会場 京都経済センター6・7階(下京区四条室町東入)
参加費 無料 ※ただし交流懇親会は参加費3,000円(当日、拝受いたします)
内容 ●特別講演 講師：高岡 本州氏 (株式会社エアウィーヴ 代表取締役会長兼社長)
 ●第10回 知恵ビジネスプランコンテスト認定式・発表
 ●交流懇親会
申込 京都商工会議所HPの「イベント・セミナー情報」より
問合せ先 知恵産業推進室 ☎075-212-6470



高岡 本州氏

同時開催 「京都知恵ビジネス展」(3/18・19開催)

知恵の認証・認定を受けた企業による展示会。知恵を活かした商品やビジネスモデルが一堂に集まります。

小規模・中小企業のためのビジネスセミナー インターネット上の表示に関する法律知識
『オンラインショップ業界の皆さん 必見!』
 ~景品表示法の表示規制のポイントと対策~

参加
無料

小規模企業・中小企業の皆様がオンラインショップを運営する上での注意点やトラブル対策を、法令や実例を基に説明。平成28年から運用が始まった課徴金制度についても併せて解説します。

内容 1. 景品表示法のイ・ロ・ハ
 2. オンラインショップを運営する上で注意すべき表示とは?
 3. これまで問題となった実例・具体例について
 4. 課徴金制度とは?
講師 弁護士 高橋 健氏(弁護士法人伏見総合法律事務所)
定員 40名(申込先着順)
申込 京都商工会議所HPの「イベント・セミナー情報」より
問合せ先 洛南支部 ☎075-611-7085

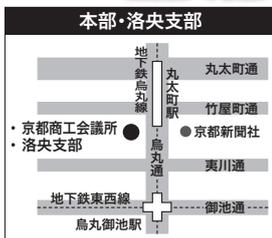
日時 2月15日(金)
 13:30~15:30(受付13:00~)
場所 ホテル京阪 京都グランデ「光林」2階
 (JR 京都駅八条口前)
対象 京都市内の小規模・中小企業

TOPICS

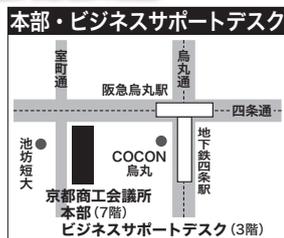
京都商工会議所 中小企業経営支援センター・洛央支部 移転のお知らせ

京都商工会議所本部及び洛央支部は3月5日より四条室町の京都経済センターへ移転いたします。また、各支部の名称を「ビジネスサポートデスク」に改称いたします。経営に関するご相談は、事業所のある行政区のビジネスサポートデスクにご相談ください。

上京区・中京区・下京区・東山区・山科区の皆様



TEL 075-212-6460
 中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所ビル6階・1階



下京区四条室町東入 京都経済センター
 阪急「烏丸」・地下鉄「四条」26番出口直結

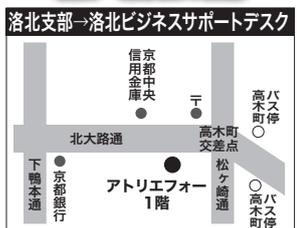
移転準備作業のため、3月4日(月)は臨時休業致します
 3月1日(金)午後5時から3月5日(火)午前9時まで
 電話・FAXは不通となります
 移転後は駐車場・駐輪場の台数が限られていますので、なるべく公共交通機関でご来所ください

新事務所の問い合わせ先

中小企業支援部(現：中小企業経営支援センター)	
ビジネスサポートデスク(現：洛央支部)	3階 (075) 341-9790
運営・計画担当	7階 (075) 341-9780
知恵産業推進室	7階 (075) 341-9781
創業・事業承継推進室	7階 (075) 341-9782
共済・福利厚生担当	7階 (075) 341-9783
生命共済・経営者年金共済事務担当	7階 (075) 341-9784
特定退職金共済・個人拠出年金共済事務担当	7階 (075) 341-9785
金融担当(経営安定特別相談室)	7階 (075) 341-9787
京都府中小企業再生支援協議会	6階 (075) 353-7330
京都府経営改善支援センター	6階 (075) 353-7331
京都府事業引継ぎ支援センター	7階 (075) 353-7120
京都市セーフティネット保証認定相談窓口	7階 (075) 341-9791
総務部	7階 (075) 341-9740
企画広報部(現：企画室)	7階 (075) 341-9750
会員部	7階 (075) 341-9760
産業振興部	7階 (075) 341-9770

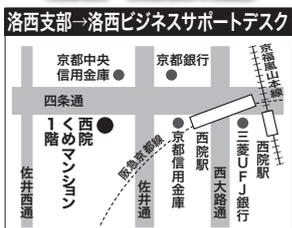
洛北・洛西・洛南の各支部は3月4日も営業いたします

北区・左京区の皆様



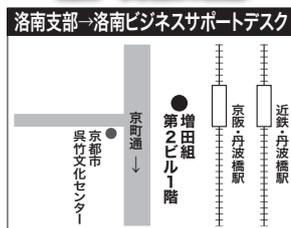
TEL 075-701-0349
 左京区下鴨高木町6 アトリエフォー1階
 ※高木町バス停より徒歩2分

右京区・西京区の皆様



TEL 075-314-8771
 右京区西院美町13 西院くめマンション1階
 ※阪急西院駅より徒歩3分

南区・伏見区の皆様



TEL 075-611-7085
 伏見区京町北7丁目11 増田組第2ビル1階
 ※近鉄・京阪丹波橋駅より徒歩1分

地域活性化推進委員団体のご紹介

京都の振興・活性化と中小企業の経営向上を図るため、地区内の民間業種団体並びに地域団体の役員の方を「地域活性化推進委員」として委嘱しています。

京都府家具組合連合会

代表者 井尻 多津男
所在地 中京区寺町三条下る妙満寺前町457
TEL 075-211-4646

主な活動

さる11月14日(水)～15日(木)に東京ビッグサイト(東京国際展示場)で行われたIFFT/インテリアライフスタイルリビング2018展に京都府家具組合連合会として見学に行きました。この展示会は東京から世界へ向けて「ライフスタイルを提案する」インテリア・デザイン市場のための国際見本市であり、ドイツ・フランクフルトで開催されている世界最大級の国際消費財専門見本市(アンビエンテ)、家庭用・業務用テキスタイルの国際見本市(ハイムテキスタイル)の2つを母体としています。

本年は日本の7大家具産地をはじめ、テーブルウェア、ファッションアイテム、デザイン雑貨、生活用品など、空間全体を構成する商材が15カ国・地域の423社から集まりました。当組合員も熱心にブースを回り、商談に繋げておりました。



一般社団法人 京都府中小企業診断協会

会長 山脇 康彦
所在地 下京区四条室町東入函谷鉦町78番地 京都経済センター403
(2019年2月1日以降の新住所)
TEL 075-353-5381

主な活動

京都府中小企業診断協会は、経済産業大臣が認定した唯一の国家資格である「中小企業診断士」を有する専門家構成しており、現在150名を超える会員が所属しています。「中小企業支援法」に基づいた公的経営コンサルティング団体として、行政や各支援機関等と連携しながら、地域経済の活性化を支援しています。

本年、当協会は創設60年を迎えます。この節目となる年に当協会は四条室町にオープンする「京都経済センター」に入居することとなりました。同センターには主要な経済団体も入居することからも、これまで以上に連携を強化すると共に、豊富な経験と最新の情報を駆使して地元小規模事業者・中小企業への幅広いサポートを展開してまいります。



専門相談のご案内

経営に関するご相談に専門家が適切なアドバイスを行います。お気軽にご利用ください。

相談
無料

秘密
厳守

相談分野	実施曜日	相談時間	受付場所	専門相談員
事業に係わる法律	毎週(火)	午後1時～午後4時 受付は3時30分まで	洛央支部	弁護士
経営 マーケティングや生産管理、IT活用等	毎週(月)	午後1時～午後4時 受付は3時30分まで	洛西支部	中小企業診断士
	毎週(火)		洛北支部	
	毎週(水)		洛央支部	
	毎週(木)		洛南支部	
事業承継 親族・従業員・第三者への引継	毎週(月)～(金)	午前10時～午後5時 ※予約優先	創業・事業承継推進室 (075-255-7101)	公認会計士 中小企業診断士
税務	【税務一般】	第1～4(木) 午後1時～午後4時 受付は3時30分まで	洛央支部	税理士
	【記帳指導】		全支部	
雇用・労務管理	第2・4(金)	午後1時～午後4時 受付は3時30分まで	洛央支部	社会保険労務士
不動産登記・会社登記全般		予約制	洛央支部	司法書士
知的財産関係		予約制	洛央支部	弁理士
許認可関係・入管手続等		予約制	洛央支部	行政書士
店舗デザイン ※店舗デザインのご相談は、内容に応じて随時現場で対応します。		予約制	洛央支部	商業施設士
国際ビジネス		予約制	産業振興部 (075-212-6442)	専門アドバイザー



マル経融資 (小規模事業者経営改善資金融資)

手数料
無料

無担保で保証人不要、低金利の融資制度

融資限度額
2,000万円

(設備・運転を併せた限度額)

金利

1.11%

(平成31年1月11日現在)

融資の条件

- 返済は元金均等月賦返済(残債方式で、利息は毎月減額)
- 信用保証協会による保証も不要
- 融資限度額の範囲内で、マル経の重複や借替の利用もOK
- 返済期間は、設備：10年以内 運転：7年以内(運転資金1年以内、設備資金2年以内の据置も可)

※ご相談の内容によっては、ご希望に沿えない場合があります。

利用の対象

- 従業員数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)は5人以下)の事業者(ただし、法人役員、家族従業員・パートは除く)
- 京都市内で、最近1年以上営業している方
- 所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方
- 日本政策金融公庫の融資対象業種の方
- 従前から商工会議所の経営指導を受けている方